

平成二年十二月三日付け広島県道路公社公告（広島熊野道路の料金徴収）及び平成十二年一月六日付け広島県道路公社公告（安芸灘大橋有料道路の料金及び料金の徴収期間）の一部を次のように変更するので、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十五条第一項の規定によって公告する。

令和元年九月二十六日

広島県道路公社理事長 伊 達 英 一

一 広島熊野道路の料金徴収について、次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

		改正後						改正前					
別表		(単位：円)						(単位：円)					
車種 券種	普通 通行 券	普通車	大型車 I	大型車 II	軽自動車 等	軽車 両等	普通車	大型車 I	大型車 II	軽自動車 等	軽車 両等	備考 (略)	
		100 回券	60 回券	11 回券	11 回券	100 回券	100 回券	60 回券	11 回券	11 回券	100 回券		
	(略)	(略)	310	730	(略)	(略)	(略)	17,080	25,620	59,800	12,800	(略)	
	(略)	(略)	16,670	16,010	37,360	8,000	(略)	10,480	15,720	36,680	7,850	(略)	
	(略)	(略)	2,120	3,190	7,470	1,590	(略)	2,080	3,130	7,330	1,560	(略)	
	(略)	(略)	22,420	(略)	(略)	(略)	(略)	22,010	(略)	(略)	(略)	(略)	

二 安芸灘大橋有料道路の料金及び料金の徴収期間について、次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

		改正後						改正前					
二 料金の額 (略)		(略)						(略)					
車種 (注)	軽自動車 等	普通車	中型車	大型車	特大型車	軽車 両等	車種 (注)	軽自動車 等	普通車	中型車	大型車	特大型車	軽車 両等
	〇五七	〇七三	〇八九	〇一〇	〇二	(略)		〇五六	〇七二	〇八七	〇一〇	〇二	(略)
	(注一)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(注一)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(注二)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(注二)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

三 割引をする自動車等及び割引率

1 (略)

2 (略)	十一回券	回数 通行券の 種類	軽自動車等 普通車 中型車 大型車 特大型車 軽車両等	価格
	百回券	回数 通行券の 種類	軽自動車等 普通車 中型車 大型車 特大型車 軽車両等	二五、一三〇円 三一、四二〇円 三八、二四〇円 五一、八五〇円 八七、四七〇円 二、〇八〇円
				五、五五〇円 七、〇二〇円 八、五四〇円 一一、五二〇円 一九、五九〇円 五一〇円

三 割引をする自動車等及び割引率

1 (略)

2 (略)	十一回券	回数 通行券の 種類	軽自動車等 普通車 中型車 大型車 特大型車 軽車両等	価格
	百回券	回数 通行券の 種類	軽自動車等 普通車 中型車 大型車 特大型車 軽車両等	二四、六八〇円 三〇、八五〇円 三七、五四〇円 五〇、九一〇円 八五、八八〇円 二、〇五〇円
				五、四五〇円 六、八九〇円 八、三八〇円 一一、三二〇円 一九、二三〇円 五一〇円

三 実施期日

令和元年十月一日